

◎新潟県訓令第13号

本 庁
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次の表のように改正する。

令和7年7月18日

新潟県知事 花 角 英 世

（下線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
別表第4（第6条関係） （略） 土木部 （略） 用地・土地利用課		別表第4（第6条関係） （略） 土木部 （略） 用地・土地利用課	
部長専決事項	課長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
(1)～(14) (略)	(1)～(23) (略)	(1)～(14) (略)	(1)～(23) (略)
		(15) <u>新潟県盛土等の規制に関する条例（令和4年新潟県条例第17号）第24条第1項の規定により、土砂等搬入禁止区域を指定すること。</u>	(24) <u>新潟県盛土等の規制に関する条例第21条の規定により、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命じ、又は盛土等の停止を命ずること。</u>
		(16) <u>新潟県盛土等の規制に関する条例第24条第4項の規定により、土砂等搬入禁止区域の指定に係る区域について市町村長の意見を聴くこと。</u>	(25) <u>新潟県盛土等の規制に関する条例第22条第1項の規定により、許可を取り消し、又は盛土等の停止を命ずること。</u>
		(17) <u>新潟県盛土等の規制に関する条例第26条第1項の規定により、土砂等搬入禁止区域の指定を解除すること。</u>	
(略)		(略)	